

# 【仙台市中学校体育連盟複数校合同チーム参加規程】

## 1 趣旨

本規程は、少子化に伴う部員数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成が出来ず、結果的に部活動の休・廃部を余儀なくされたり、大会出場の機会がなくなる選手が出てきたりすることが予想されることから、その生徒たちに大会参加の場を保障するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

## 2 合同チーム編成条件

- (1) 合同チームの各校は、仙台市中学校体育連盟に加盟していること。
- (2) 合同するチームは、各校で部活動として教育計画に位置付けられ日常的に活動していること。
- (3) 合同するチームは、大会出場のため合同で練習が実施されていること。
- (4) 合同チームは、それぞれの学校長が認めた3校を上限とし、行政区内での編成を原則とすること。
- (5) 同一行政区に合同できる学校がなく、隣接行政区にある場合は専門部及び中体連事務局の承認を受けること。

## 3 合同チーム承認種目

- (1) 合同チームは、個人種目のない以下の6種目とする。  
バスケットボール(5)      サッカー(11)      ハンドボール(7)  
バレーボール(6)      軟式野球(9)      ソフトボール(9)

## 4 合同チーム編成基準

- (1) 部員数が上記試合人数に満たない学校で、単独チーム編成が困難な3校までの編成による1チームの合同チーム。
- (2) 単独校でのチーム編成可能な学校が、上記試合人数に満たない学校を吸収して編成する1チームの合同チーム。
- (3) 上記試合人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校より部員を借りて編成する合同チームは認めない。

## 5 承認手続

- (1) 合同チーム代表校は、抽選会1週間前までに当該専門部会長宛に関係書類（別紙複数校合同チーム大会参加承認願）にて申請する。
- (2) 当該専門部においては趣旨と編成条件の事実確認後、中体連事務局に報告し承認を受ける。（原本送付、写しを保管する）
- (3) 中体連事務局は原本の写しに押印した「承認書」を代表校と専門部会長に送付する。
- (4) 隣接行政区との合同チーム編成の場合は、どちらの行政区から出場するかは中体連が詳細を検討し決定する。

## 6 チーム名

合同チーム名は、校名連記とする。（代表校を前にする）

## 7 参加申込

参加申込の手続きは、当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。

## 8 引率・監督

合同チームの引率は、当該校それぞれが引率することを原則とする。  
監督は代表校の校長・教員とする。

## 9 表彰

表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、両校に賞状を授与する。

## 10 その他

- (1) 合同チーム参加に関わる細則は、各専門部・中体連事務局で必要に応じて定める。
- (2) 合同チーム参加に関わり、必要に応じて仙台市教育委員会の助言を受ける。

付記 本規程は、平成25年4月1日より施行する